

免税点に関するよくあるご質問

Q6 A社は、事業所等の課税標準の算定期間の末日における事業所床面積および従業者数が、次の場合に免税点判定はどのようになりますか。

なお、A社は、みなし共同事業に該当しない法人です。

事業所床面積 850㎡（うち非課税施設 50㎡）

従業者数 100人（うち非課税人数 10人）

A6 資産割および従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況における市内の事業所等の事業所床面積の合計および従業者数の合計により判定します。

A社の場合、次のように免税点を判定します。

※免税点判定

	事業所床面積	非課税施設	免税点判定
資産割	850㎡	－ 50㎡	= 800㎡
	従業者数	非課税人数	
従業者割	100人	－ 10人	= 90人

A社は、資産割および従業者割ともに課税されません。

ただし、事業所床面積が800㎡以上の方または従業者数が80人以上の方は、納付する必要はありませんが、事業所税申告書等の提出が必要です。

Q7 B社は、事業所等の課税標準の算定期間の末日における事業所床面積および従業者数が、次の場合に免税点判定はどのようになりますか。

なお、B社は、みなし共同事業に該当しない法人です。

事業所床面積 1,400㎡（うち非課税施設 700㎡）

従業者数 120人（うち非課税人数 5人）

A7 B社の場合、次のように免税点を判定します。

※免税点判定

	事業所床面積	非課税施設	免税点判定
資産割	1,400㎡	－ 700㎡	= 700㎡
	従業者数	非課税人数	
従業者割	120人	－ 5人	= 115人

B社は、資産割は課税されませんが、従業者割は課税されます。

Q8 C社は、事業所等の課税標準の算定期間の末日における事業所床面積および従業者数が、次の場合に免税点判定はどのようになりますか。

なお、C社は、みなし共同事業に該当しない法人です。

事業所床面積	本社	600㎡	(うち非課税施設	50㎡)
	支店	500㎡	(課税標準の特例施設	2分の1)
従業者数	本社	60人	(うち非課税人数	3人)
	支店	50人	(課税標準の特例施設に従事する	人数30人)

A8 C社の場合、次のように免税点を判定します。

※免税点判定

	事業所床面積		非課税施設		免税点判定
資産割	(600㎡ + 500㎡)	－	50㎡	=	1,050㎡
	従業者数		非課税人数		
従業者割	(60人 + 50人)	－	3人	=	107人

C社は、資産割および従業者割ともに課税されます。

免税点判定では、非課税施設に係る床面積および従業者数は控除しますが、課税標準の特例施設に係る床面積および従業者数は控除しません。

Q9 従業者数に著しい変動がある業種の事業を営んでいるが、従業者数の免税点判定はどうなりますか。

A9 課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数の合計数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
95人	92人	88人	88人	88人	82人

7月	8月	9月	10月	11月	12月
75人	61人	57人	60人	40人	45人

$(95+92+88+88+88+82+75+61+57+60+40+45) \div 12 = 72.583\dots$

課税標準の算定期間の末日現在の従業者数は72人とみなします。

Q10 課税標準の算定期間の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか。

A10 課税標準の算定期間の末日に以下のような変動があった場合の免税点判定は次のとおりとなります。

異動内容	資産割	従業者割
末日に廃止した事業所等	含める	含める
末日に新設した事業所等	含める	含める
末日に退職した従業者	—	含める
末日に採用した従業者	—	含める
末日に非課税となった施設	含めない	含めない
末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
末日に高齢者に該当することになった従業者	—	含めない
末日に市外へ配置した従業者	—	含めない
末日に市内へ配置した従業者	—	含める